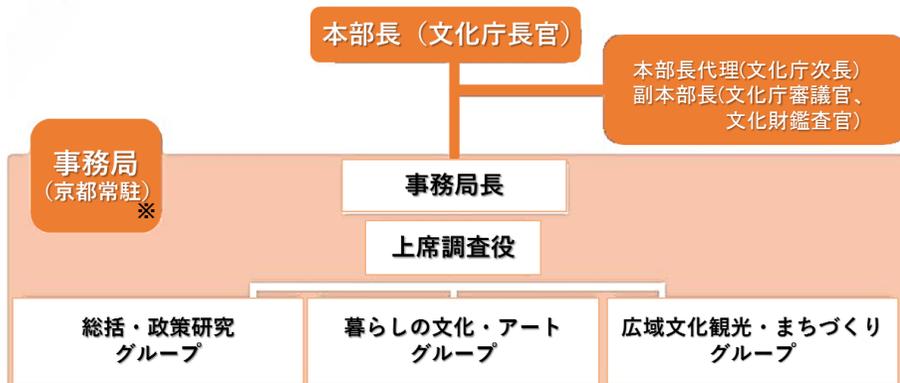

参事官（文化創造担当）



組織



※文化庁の京都への本格移転までの間、
参事官(文化創造担当)が地域文化創生本部事務局を担っている。

【設置趣旨】

本格移転の準備とともに、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行的に実施する。

【設置時期】

平成29年4月

【庁舎の場所】

京都市東山区東大路通松原上る3丁目
毘沙門町43-3(京都市上下水道局旧東山営業所)

【事務局員数】

47名(令和4年1月現在)

構成：文部科学省・文化庁 17(文化財・芸術文化調査官含む)、
外務省 1、農林水産省 1、国土交通省 1、
地方公共団体 18(京都府、京都市、関西広域連合(滋賀県、
奈良県、和歌山県、兵庫県、大阪府、堺市、神戸市)、札幌市)、
企業・経済団体 5(㈱淡交社、㈱JTB、凸版印刷㈱、JR西日本(株)
京都商工会議所)
大学事務職員 1(京都大学)、大学等研究者 3

主な業務

- 総括・政策研究グループ
 - ・ 新たな政策課題への対応のための調査研究(文化GDPの算定、大学との共同研究等)
 - ・ 障害者の文化芸術活動の振興
 - ・ 地域との連携の推進
- 暮らしの文化・アートグループ
 - ・ 生活文化(茶道・華道・書道等)の振興、文化財保護法改正による無形文化財登録制度の運用
 - ・ 地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の支援
 - ・ 文化芸術創造都市に取り組む自治体等による全国的ネットワーク(CCNJ)の充実強化
- 広域文化観光・まちづくりグループ
 - ・ 地域固有の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組(山車等の修理、後継者育成等)を支援
 - ・ 「文化財保存活用地域計画」の策定支援
 - ・ 伝統文化の次世代への継承のため、子供たちの伝統文化体験活動を推進

地域文化創生本部関連事業

令和4年度予算額(案) 4,724百万円
 (前年度予算額 4,591百万円)
 令和3年度補正予算額 8,390百万円



主な業務：**文化庁の本格移転に向けた準備**とともに、観光・まちづくりなどの文化関連分野と積極的に連携したり、くらしの文化の普及・振興や共生社会実現に向けた取組を進めるなど、**新たな政策二ーズに対応した事務・事業を先行的に実施**する。

地域における文化振興

- 文化芸術創造拠点形成事業(961百万円)
地方公共団体が主体となり、地域のアーティスト、住民や芸・産学官と連携しながら行う文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援
- アーティスト・イン・レジデンス活動を通じた国際文化交流促進事業(65百万円)
国内のアーティスト・イン・レジデンス活動を支援し、地域における継続的な国際文化交流を創出
- 文化芸術創造都市推進事業(11百万円)
文化芸術創造都市に取り組む自治体等による全国的・広域的ネットワークの充実・強化
- 文化庁メディア芸術祭(うち地方展)(40百万円)
文化庁メディア芸術祭地方展を開催し、地方において優れたメディア芸術を鑑賞する機会を提供
- 文化資源活用推進事業(803百万円)【R3補正】
インバウンド需要の回復や国内観光需要の一層の喚起に資する文化芸術活動を支援し、特色ある地域文化の形成と文化芸術による地方活性化に寄与

《生活文化等の普及・振興》

- 伝統文化親子教室事業(1,489百万円)
子供たちが、伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供
- 生活文化の振興等の推進(53百万円)
生活文化等における課題や展望等の実態を把握するとともに、生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる施策を展開
- 全国高等学校総合文化祭(うち伝統文化フェスティバル)(12百万円)
日本の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生の「全国高校伝統文化フェスティバル」を実施
- 子供たちの伝統文化の体験事業(1,088百万円)【R3補正】
コロナ禍において子供たちの様々な活動機会が減少する中、地方公共団体等が実施する子供たちのための伝統文化等を体験する機会を提供する事業を支援

《文化財等を活かした広域文化観光・まちづくり、文化観光拠点形成》

- 地域文化財総合活用推進事業(1,477百万円)
文化財を中核とする活用拠点の整備を推進するため、地域計画等策定地域の優れた取組に対し支援するほか、地域計画等の作成や、地域の豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成など、特色ある総合的な取組を支援
- 地域計画等普及促進事業(3百万円)
地域計画等の作成を推進するため、研修会等における制度の周知や現地指導・助言等、技術面での支援を実施
- 地域の伝統行事等のための伝承事業(6,499百万円)【R3補正】
コロナ禍により存続が危機的な状況にある伝統行事や民俗芸能等に対し、相談窓口の設置をし、オンライン配信等による活動の継続や山車や用具の修理など、伝承のための取組を支援

調査研究

- 政策調査研究(35百万円)
文化芸術推進基本計画に基づく施策、新たな政策課題への対応等のための調査研究の実施



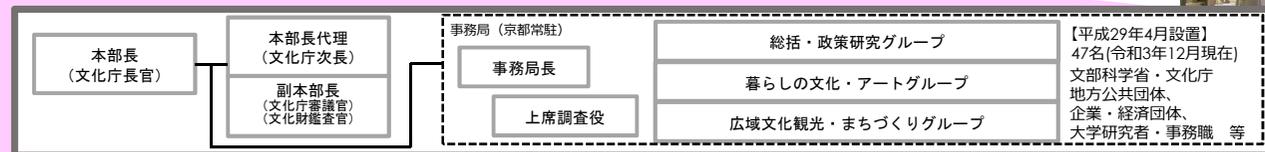
共生社会の実現

- 障害者等による文化芸術活動推進事業(391百万円)
障害者等による鑑賞や創造、作品等を発表する機会の創出や、地方公共団体の独自の計画に基づく取組を支援



地域文化創生本部の運営及び移転の検証・準備

- 地域文化創生本部の運営及び移転の検証・準備(187百万円)



背景・課題

地域の礎である伝統行事や民俗芸能等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等の開催が困難となり、その存続が危機的な状況になっている。そのため、相談窓口を設置し、伝統行事等の伝承のための適切な支援を検討の上、オンライン配信などによる活動の継続を図るとともに、山車や用具の修理など、伝統行事等の伝承のための支援を行うことにより地方活性化に資することを目的とする。



民俗芸能（風流）



風俗慣習（祭礼）



風俗慣習（年中行事）

事業内容

国指定等文化財及び地域に古くから継承されている当該地域に固有の伝統行事等に対して、オンライン配信、アーカイブ化等のデジタル技術を活用した公開や用具等の修理など、ウィズ・コロナ及びアフター・コロナにおける伝承基盤の整備及び発展的開催のための支援を行う。

1. デジタル技術を活用した伝統行事等の公開支援

- 相談機能を整備しながら、デジタル技術を活用するなどして公開を促進することにより活動継続を支援

2. 山車・衣装等の用具修理や伝承者養成等の伝承基盤整備

- 用具等の整備や次世代へ継承していく伝承者等に対して支援することにより伝承基盤を整備



屋台の修理

伝統行事や民俗芸能等を支援することにより、文化財等の活用や継承する効果的な取組を促し、地域の礎や交流が途絶えた地域コミュニティの絆を回復するとともに、地方活性化を推進する。

地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等)

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

738百万円
738百万円)



背景・課題

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、地域に活力を与える国民共有の財産
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの絆や文化財の担い手不足で、地域の文化遺産が消失の危機
- 地域の文化遺産は、地域活性化等に資する役割が再認識され、その適切な保存・継承により、その積極的な活用が期待



ワークショップの実施



民俗芸能大会の開催

事業内容

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援

(件数・単価) 約150件×約490万円
(事業開始年度) 令和元年度

地方公共団体

実施計画を策定
(本事業により実施される取組を手段として、目標を設定して評価を実施)

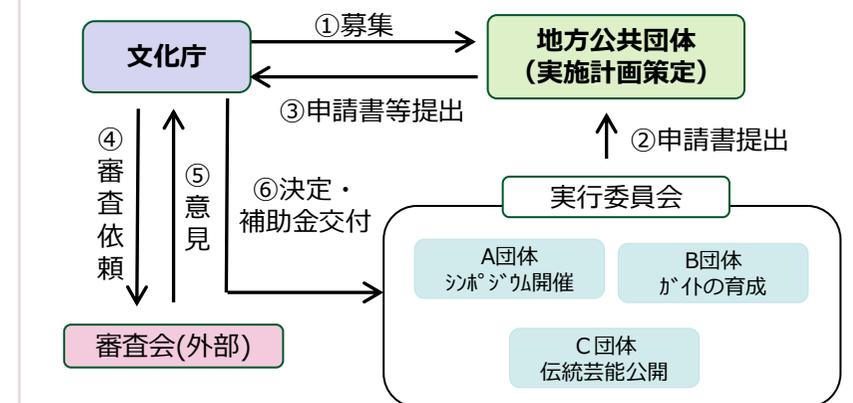
補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

補助対象事業

- ・人材育成(ボランティアガイド等の育成)
- ・普及啓発(伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等)

事業フロー



地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備)

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

421百万円
415百万円)



背景・課題

地域の文化遺産は、過疎化・少子高齢化等を背景とした滅失・散逸の防止が喫緊の課題となる一方で、地域活性化等に資する役割が再認識され、積極的な活用が期待されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、危機的な状況となっている。

- 地域文化遺産の担い手が減少し、伝統行事等の実施が困難
- 新型コロナウイルス感染症の影響によって伝統行事等が中止になり、技能の継承の危機
- 継承基盤の体制が脆弱な地域の伝統行事等は消滅、取り残されるおそれ



事業内容

地域の伝統行事や民俗芸能等の記録作成や配信、コーディネーター等の取組に対して支援

(件数・単価) 約100件×約420万円
(事業開始年度) 令和3年度



地方公共団体

実行委員会の取りまとめや指導助言等を行い、取組を実施

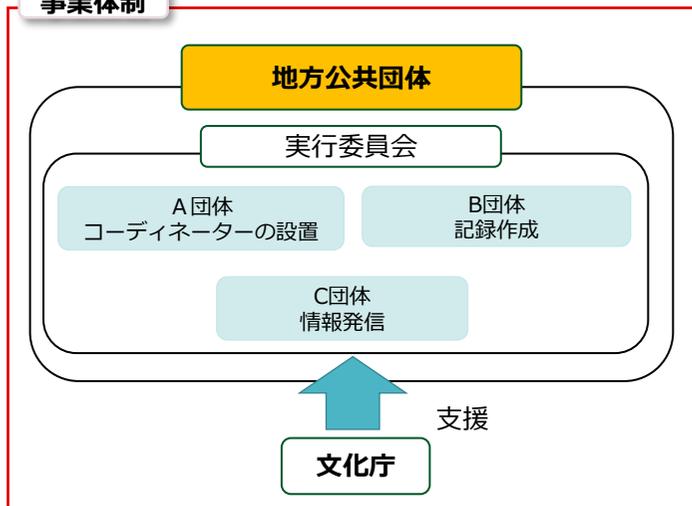
補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

補助対象事業

- 継承基盤整備
(コーディネーターの設置により継承・活用の取組を支援する事業)
 - 記録作成・情報整備
(記録の作成・発信等を行う事業)
- 等

事業体制



背景・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。
文化財保護法改正により、茶道、華道、書道等の生活文化についても、無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承・発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

事業内容

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験等ができる機会を設ける事業を支援

1. 教室実施型 1,106百万円（1,106百万円）

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- ・支援事業数：約3,800教室
- ・事業開始年度：平成26年度

3. 地域展開型 95百万円（95百万円）

- ・実施主体：地方公共団体
- ・支援事業数：40地域
- ・事業開始年度：平成30年度

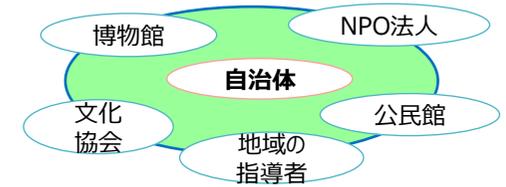
2. 統括実施型 197百万円（150百万円）【拡充】

- ・実施主体：統括団体等
- ・支援事業数：15団体
- ・事業開始年度：令和3年度

○審査経費等 91百万円（92百万円）

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う

連携



出会いの機会の提供

地域展開型
（地方公共団体主導による体験機会の提供）



修得機会の提供

教室実施型・統括実施型
（修得機会の提供・地域偏在の解消）



伝統文化等の確実な継承
子供たちの豊かな人間性の涵養

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響下において、学校内外で子供たちが文化芸術の鑑賞・体験等をする機会が失われてきたが、今後の回復期においては、劇場・音楽堂や学校等、様々な場所で子供が伝統文化や実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験等を行うことができる機会を再興する。

② 施策の概要

コロナ禍において子供たちが劇場・音楽堂や学校等で多様な文化芸術の鑑賞・体験等を行うことができる機会を再興する。

③ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

1. コロナ禍において学校、公民館や文化会館等で行う文化芸術の鑑賞・体験等を新たに提供する。
2. 地域の中核となる劇場・音楽堂等で行う、子供たちの実演芸術の鑑賞・体験等を支援する。

① 子供への文化芸術鑑賞・体験機会の提供

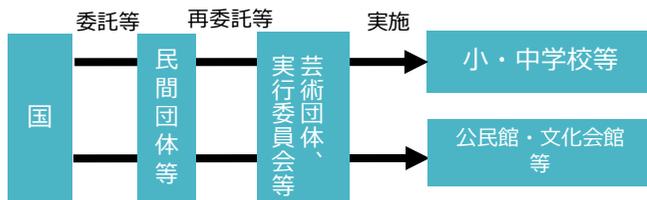
- ・子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業
- ・子供たちの伝統文化の体験事業

実施主体：優れた文化芸術団体、自治体と関係団体が連携する実行委員会等

実施内容：実演芸術等（オーケストラ、児童演劇、能楽等）、

伝統文化等体験・修得の教室の実施

実施場所：小・中学校等の体育館、公民館、文化会館等



② 劇場・音楽堂等における子供の実演芸術の鑑賞・体験への支援

- ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業

実施主体：劇場・音楽堂等、実演芸術団体

実施内容：劇場・音楽堂等で行われる一般向けの有料の舞台公演であって、

一定数の座席数を子供無料座席とする公演を支援

実施場所：劇場・音楽堂等



④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○子供たちへの文化芸術鑑賞・体験等の機会の提供

- ・豊かな創造力・想像力を養う
- ・将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術活動の発展につなげる
- ・伝統文化等の継承・発展

○文化芸術団体等への支援

- ・公演機会の確保に伴う雇用創出

背景・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験できる機会を提供することにより、伝統文化等を継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。

コロナ禍において子供たちの様々な活動機会が減少する中、地方公共団体や関係団体が一体となって、より多くの子供たちに対して伝統文化等の体験機会を提供する。

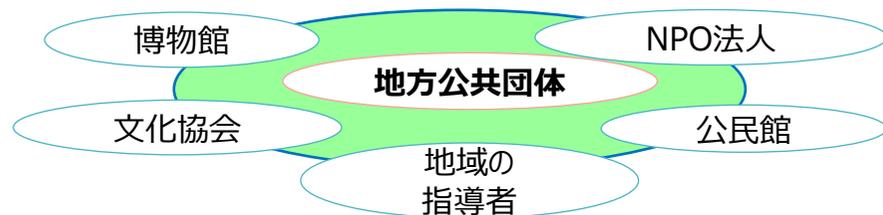
事業内容

地方公共団体及び地方公共団体と関係団体が連携した実行委員会等に対して、子供たちのために伝統文化等を体験する機会を提供する事業を支援

- 実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中核とする実行委員会等
- 件数・単価：約300地域 × 約360万円（予定）



地方公共団体を核とした実行委員会等



社会全体で組織的・広域的に展開できる体制を推進し、体験機会を提供する取組を支援することで、地域の様々な人々の社会参画を図るとともに、親子で集中的に体験できる多様な機会が創出される。

背景・目的

文化芸術基本法第12条に基づき、生活文化の振興及び国民娯楽の普及を図るためには、生活文化等の実態を把握し、民間における自主的活動を尊重しつつ適切な振興策を図っていく必要がある。そのため、生活文化等分野を捉えるための調査研究を蓄積していくとともに、その振興・普及に当たっては、新たな需要の掘り起こし等に繋がる事業を展開していく。また、担い手の高齢化、減少等の課題が明らかとなった生活文化の分野においては、令和3年の文化財保護法改正により創設された登録無形文化財制度に基づき、早急に保護措置を講ずることが求められているため、実態把握に加えて、各分野の歴史的変遷等、無形文化財への登録に必要な詳細調査も併せて進めていく。

事業内容

生活文化等の実態や各分野の歴史的変遷等について調査するとともに、生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる施策を展開する。

暮らしの文化（生活文化、国民娯楽等）施策の3つの柱

1.暮らしの文化を支える

- **生活文化調査研究事業**：3分野 33百万円（37百万円）事業期間：平成27年度～
 - ・生活文化に関する基礎的な実態調査や、各分野の個別調査を実施し、生活文化分野の保護や振興施策について検討する。

2.暮らしの文化で育てる（別掲）

- **伝統文化親子教室事業**：1,489百万円の内数（1,443百万円の内数）事業期間：平成26年度～
 - ・次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。
 - ・文化財保護法改正により、生活文化についても無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在の解消等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

3.暮らしの文化を生かす

- **生活文化振興等推進事業**：2事業 19百万円（21百万円）事業期間：平成26年度～
 - ・これまで個人が担い手の中心であった生活文化について、従前とは異なるアプローチによる新たな需要を創出し、各分野の活性化、生活文化等の魅力向上、後継者の確保を図る。



暮らしの文化の多様な価値を生かした、文化芸術立国の表現

目的

地域の実状を踏まえた文化芸術を振興するために、地方公共団体が主体となって行う**文化芸術拠点形成に向けた取組を支援**することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上**させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた**多様で特色ある文化芸術の振興を図り**、ひいては**地域の活性化にも寄与**する。【事業開始年度 平成30年度】

事業内容

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーツカウンシル機能の強化等に取り組みながら行う、地域アーティストの活動支援、地域住民との協働、地域の芸・産学官との連携、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、**文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援**。

補助対象事業者

地方公共団体（40事業程度）

補助率

1/2

補助対象経費

専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等



（豊橋市）穂の国とよはし芸術創造発信事業
オーディションで選ばれた市民とプロとで上演する演劇
公演「市民と創造する演劇」の一場面



**地域の文化芸術創造拠点の形成
多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化**



（札幌市）ユネスコ創造都市札幌一芸・産学官の連携によるメディア芸術拠点形成事業

野外で携帯ラジオを持ち、映画や音楽、光と映像を使った展示を楽しむ「静かな夜フェス「あしたのげいもり」」

概要

地域における文化芸術の創造拠点の形成を促しつつ、国内外へ魅力ある文化観光資源を発信し、インバウンド需要の回復や国内観光需要の一層の喚起に資する文化芸術活動を支援していくことにより、特色ある地域文化の形成と文化芸術による地方活性化に寄与する。

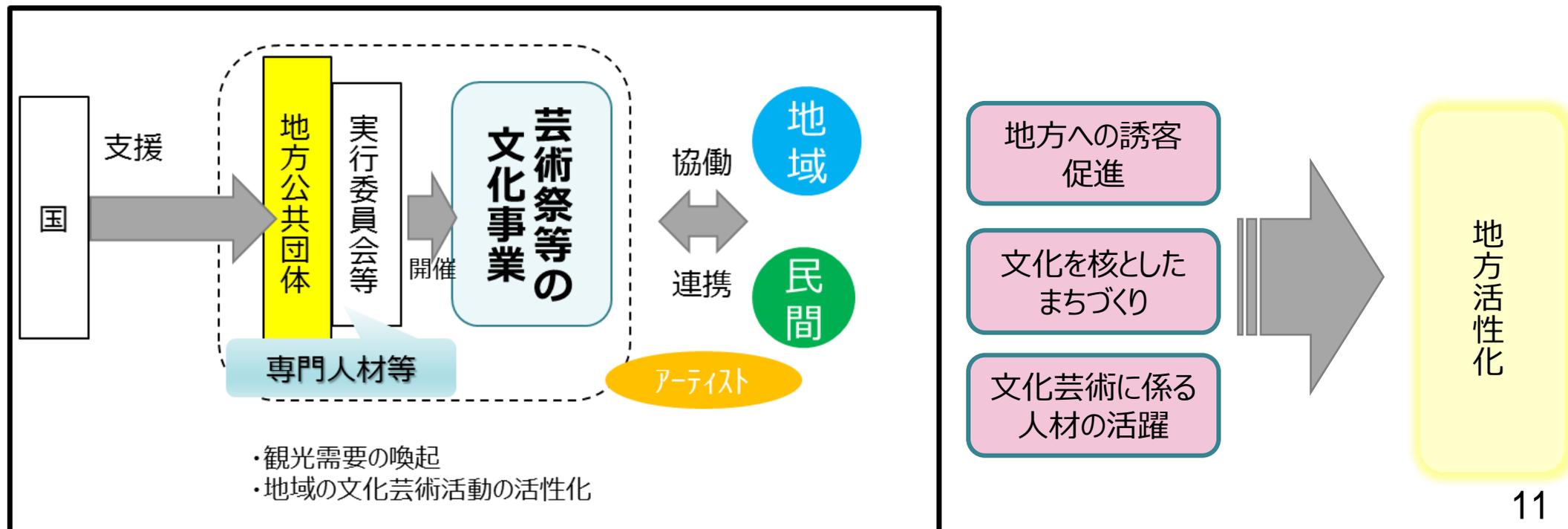
事業内容

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を軸として地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築しながら、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代の観光インバウンドや国内観光需要に資する文化芸術事業を積極的に支援していくことにより、地方への誘客促進、文化を核としたまちづくり、文化芸術に係る人材の活躍の場を創出し、特色ある地域づくりを推進するとともに、文化観光等による地域経済の活性化を促進する。

補助対象事業者 地方公共団体（15事業程度）

補助率 1/2

補助対象経費 専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費 等



障害者等による文化芸術活動推進事業

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額

391百万円
376百万円）



背景・課題

共生社会の実現のため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年3月策定）、「文化芸術基本法」及び「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月閣議決定）に基づく施策を推進していくことが必要

事業内容

① 障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡大、人材育成等【拡充】

障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保などについて、基本計画に掲げられた施策を国として推進していくため、先導的・試行的な取組を支援するとともに、これまで蓄積された成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発・実施、支援人材育成の取組を実施する。

障害者を対象とした事業実施状況

鑑賞機会の拡大に向けた取組

障害者等が必要な支援を受けて文化芸術に触れたり鑑賞する機会や、自らも芸術活動に参加するという体験機会の拡充に向けた取組を行う。

創造機会の拡大に向けた取組

障害者等が自ら芸術を創造することができる環境を整備するため、創造の場の確保・情報提供などの取組を行う。

発表機会の確保に向けた取組

障害者等が制作した魅力ある作品など、日本の障害者等の優れた文化芸術活動の成果を広く発信する等の取組を行う。特に、国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的な支援を行う。

これまでの先導的・試行的取組の成果を全国の美術館・博物館や劇場・音楽堂、芸術団体・芸術家等に普及・展開するための取組を行う。

→ 各種活動の支援人材（※）育成のための研修プログラムの開発・実施等

※障害者等の鑑賞・創造・発表のサポートを行う文化施設職員やアーティスト等

全国への普及・展開／支援人材育成の取組

	美術館・博物館	劇場・音楽堂
鑑賞	24.2%	8.0%
創造	21.0%	1.8%
発表	20.7%	2.3%

（施設からのニーズ）
・研修機会・養成講座の提供
・成功事例の情報提供
・ガイドラインやマニュアルの整備

② 作品等の評価を向上する取組等

障害者の芸術作品等が広く世間に認識され、適正な評価を受けられるよう、国の美術館等において展示等の取組を実施する。

③ 地方自治体に対する支援

障害者等による文化芸術活動を推進していくためには、地方自治体における取組も重要になることから、地方における独自の計画に基づく文化芸術活動の推進を図るための事業などを実施できるよう支援を行う。

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度以降

平成30年6月
障害者文化芸術
活動推進法成立
平成31年3月
基本計画策定

令和元年度～
障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表機会の確保に向けた取組について
モデル的な取組を推進する。

地方において検討を開始

地方における独自の計画に基づく文化芸術活動の
推進を図るための事業などを支援

モデル普及のための人材育成
プログラムの開発/
国の基本計画の見直し

見直した計画に
基づく取組の推進